

審 第 2 4 5 2 号
答 申 第 5 1 8 号
平成 3 1 年 3 月 1 1 日

千葉県病院局長
矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 8 月 1 5 日付けこ病第 7 4 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 6 4 4 号

平成 2 8 年 7 月 1 6 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 7 月 7 日付け
こ病第 5 9 0 号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成27年7月2日付けこ病第540号「営利企業等従事許可願について」との件名の起案文書に添付された平成27年6月25日付け「事務連絡」、千葉県医事関係裁判運営委員会出欠票（2枚）及び銀行振込申出書（2枚）、平成27年7月13日付け病経管秘第628号「営利企業等従事許可について（回答）」並びに平成28年4月5日付け「事務連絡」及び同文書に添付の「回答書」について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年5月9日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県医事関係裁判運営委員会やその前身やそれに類するものに関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、参加機関・参加者と文書、参加機関・参加者からの文書、出席者の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

担当課としては、少なくとも、病院局の本部事務局、がんセンター、こども病院、循環器病センター、救急医療センター、精神科医療センター、東金病院、佐原病院、

千葉県千葉リハビリテーションセンターが考えられます。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「営利企業等従事許可願について」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定（千葉県こども病院所管分）

実施機関は、本件請求に対し、平成28年7月7日付けこ病第590号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年7月16日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 不存在部分の理由附記の不備について

情報公開の実施機関は、対象文書が、解釈的不存在なのか、物理的不存在なのか、適用除外なのか、また、作成・取得したが廃棄したために不存在なのか、廃棄したとすればいつに保存期間を満了したため廃棄したのか、誤廃棄したのか、そもそも作成・取得していなかったのか等を説明する責任がある（最一小判平成4年12月10日民集46巻8号2658頁、東京地判平成22年3月30日判自331号13頁、東京地判平成12年4月27日判時1743号46号）。

それにもかかわらず、本件担当課は、過去の分など、本件で特定されていない文書について、いかなる理由で不存在であるのかを説明していない。

したがって、説明すべきである。

(3) 対象文書は他にも存在する

本件担当課が平成18年から千葉県医事関係裁判運営委員会（以下「本件委員会」という。）に参加している以上、対象文書が本件で特定された分で尽くされているとは、到底、考えられない（資料1件）。

少なくとも、本件委員会で使用された文書や千葉県こども病院（以下「こども病院」という。）の利益相反ポリシー同委員会等の規則等に基づく文書等が存在するはずである。

(4) 不開示部分の不開示情報非該当性

ア 実施機関が弁明書で報償費（交通費込み）の価額を講師の個人的な所得であるとして不開示情報に当たると主張している。しかし、個人に関する情報と言える所得とは、人物の年収や月収などを指し示すものであり、本件では、報償費の価額からは当該医師個人の月収や年収などを推測することは不可能である。したがって、条例第8条第2号に該当しない。たとえ、同号に該当したとしても、報償費・交通費は公金の支出であり、行政の説明責任の観点から一切の例外なくただし書イに該当し開示すべきである。また、監査請求は、金額を具体的に特定する

必要は法的にはないにもかかわらず、特定しなければ請求の要件を具備していないとの判断が横行している。そして、何よりも、住民訴訟は、金額を具体的に特定することが原告の義務となっていることから、当然、住民自治の観点からも開示すべきである。加えて、千葉県民や千葉県に主たる事務所を置く法人も情報公開請求権者に含まれており、これらは、監査請求の請求権者であり、住民訴訟の原告適格がある。さらに、開示請求者によって開示不開示の判断を違えてはならないことが情報公開の原則である。したがって、少なくとも、報償費・交通費は、何人にも、開示すべきである。さらに、当該不開示情報は、適正な行政批判を展開する資料・証拠として不可欠である。また、本件委員会の性質は、極めて公的性質が著しく、社会的責任が強大であり、説明責任がある（資料1件）とともに、医事関係の訴訟の当事者ないし医療被害者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。したがって、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ全てに該当する。

イ 千葉県職員の職員番号は、明らかに千葉県職員の職務遂行情報であり、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

ウ 本件委員会に出席すること、本件委員会により表彰されることは、公務である。本件委員会の委員は、特別職の国家公務員である。情報公開の関係法規により、職員の氏名は公開になるのである。さらに、本件委員会の性質は、極めて公的性質が著しく、社会的責任が強大であり、説明責任がある（資料1件）。したがって、公務員等であれ、民間職員であれ、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ全てに該当する。また、たとえ、氏名が不開示とされてしまうにせよ、勤務先及び職業は、条例第9条第2項により、部分開示すべきである。加えて、本件では、表彰予定者であることから、懲戒処分を検討されている者などの本人に不利益な内容ではなくむしろ誇らしいものである以上、原則公開の観点からもただし書全てに該当するとして開示すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象行政文書の特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受けて、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 対象行政文書の内容

本件対象文書は、本件委員会への出席に係る営利企業等従事許可願を実施機関に副申することを内容とする起案文書である。

当該起案文書は、起案文、伺い、案文、営利企業等従事許可願、開催通知から構成されている。

なお、本件対象文書の本件委員会とは、千葉県内の大学病院並びに県立病院、千葉県弁護士会及び千葉地方裁判所の三者間において、医事に関する民事裁判（医事関係裁判）について、適正かつ迅速な審理を実現するための運営方策等を検討するとともに、相互の理解を深め、協力関係を推進することを目的としており、千葉地方裁判所長を委員長としているものである。

2 処分の理由（部分開示の理由について）

(1) 不開示部分について

本件対象文書で不開示とした部分

本件対象文書中、報酬額、職員番号、表彰予定者の勤務先、氏名及び職名は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書に記載の報酬額、職員番号、表彰予定者の勤務先、氏名及び職名のうち、職員番号、表彰予定者の勤務先、氏名及び職名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、また、報酬額は、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため不開示とした。

3 弁明の理由

(1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、こども病院には特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分は、いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全てに該当する旨主張する。

しかしながら、本件対象文書に記載の報酬額、職員番号、表彰予定者の勤務先、氏名及び職名は、上記2（2）記載のとおり、条例第8条第2号に該当し、また、

条例第8条第2号ただし書イロハニのいずれにも該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は、不開示部分は条例第10条に該当する旨主張する。条例第10条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合でも、公益上特に必要があると認められるときに該当するものであるが、本件決定により不開示とした部分を公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは言えないため、審査請求人の主張には理由がなく、条例第10条には該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、こども病院の職員（以下「本件職員」という。）から提出のあった本件委員会への出席に係る営利企業等従事許可願について、こども病院長から実施機関へ副申することに係る起案文書であり、起案文、伺い、案文、営利企業等従事許可協議書、営利企業等従事許可願、開催通知、別紙議事について趣旨説明、本件委員会名簿及び同規約から構成されている。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、報酬額、職員番号、勤務先名、氏名及び職業を条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

しかし、審査請求人は、本件決定により不開示とした部分は、同号に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分ごとに実施機関が行った本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 報酬額について

本件対象文書には、本件職員が本件委員会に出席することで受け取る報酬額が記載されている。

上記情報は、営利・非営利法人さらには官公庁で従事する場合を問わず、当該職員の所得を構成する私事に関する情報で、通常他人に知られたくないものであることから、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害す

るおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 職員番号について

本件対象文書には、本件職員の職員番号が記載されている。

上記情報は、本件職員に個別に割り振られた8ケタの数字であることから、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、人事管理のために個人に割り振られた数字であることから公務員の職務遂行に関する情報であるとはいえず、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 勤務先名、氏名及び職業について

本件対象文書には、鑑定人表彰式で表彰を受ける予定者の勤務先名、氏名及び職業が記載されている。

上記情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書の特定について

審査請求人は、対象文書が本件決定で特定された分で尽くされているとは到底考えられない旨主張している。

当審査会が実施機関に対して本件委員会について確認したところ、こども病院では、本件委員会への出席は公務として取り扱っていないとのことであった。

ところで、当審査会が実施機関に再度探索を求めたところ、平成27年7月2日付けこ病第540号「営利企業等従事許可願について」との件名の起案文書に添付された平成27年6月25日付け「事務連絡」、千葉県医事関係裁判運営委員会出欠票（2枚）及び銀行振込申出書（2枚）（以下「本件文書1」という。）、平成27年7月13日付け病経管秘第628号「営利企業等従事許可について（回答）」（以下「本件文書2」という。）並びに平成28年4月5日付け「事務連絡」及び同文書に添付の「回答書」（以下「本件文書3」という。）がそれぞれ発見された。

これら新たに発見された文書のうち、本件文書1は、本件対象文書に添付されている文書であり、本件文書2は、営利企業等従事許可願について、実施機関からこども病院長宛ての回答であり、また、本件文書3は、本件委員会に参加するための手続に係る文書と認められることから、本件請求の対象となる行政文書というべきであり、実施機関は、本件文書1、本件文書2及び本件文書3について、開示決定等すべきである。

また、本件委員会の開催通知及び営利企業等従事許可願などの文書については、本件対象文書以外には確認できなかったとのことであった。

さらに、当審査会が事務局職員をして、これらの文書について探索させたが、その存在を確認することはできなかった。

したがって、本件対象文書、本件文書1、本件文書2及び本件文書3以外には、本件請求の対象となる文書が存在するとは認められない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件文書1、本件文書2及び本件文書3について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月16日	諮問書の受理
平成28年 8月23日	反論書の写しの受理
平成30年 2月26日	審議
平成30年 5月28日	審議
平成30年 7月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)